

# ケアマネジャーだより

## — 介護保険の支援サービス —

前回は、ケアプランを実行していくため、利用者本人や家族、ケアマネジャーなど関係者が一緒に話し合うサービス担当者会議についてお話ししました。

今回は、ケアプランにもとづいて必要なサービスを組み合わせて利用していくために

**介護サービスの利用**についてお話しします。

介護サービスには大きく分けて

《在宅サービス》 《施設サービス》 《地域密着型サービス》があります。

介護サービスを利用できる人は、要介護認定で「要介護1～5」・「要支援1・2」と認定された方で、介護サービスを利用して、サービス事業者を支払うのは、原則としてかかった費用の1割です。

それでは 《在宅サービス》 の主なものを紹介します。

### ●訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが利用者の家庭を訪問し、入浴・排せつ・食事などの身体介護や調理・洗濯などの生活援助を行います。

通院を目的とした、乗降介助も利用できます。（要支援1・2の方は利用できません。）

### ●訪問看護

看護師が利用者の家庭を訪問し、血圧や体温測定などの状態観察、医師の指示に基づく療養上の世話や診療の補助をします。

### ●訪問リハビリテーション

居宅での生活動作を維持向上させるために、理学療法士や作業療法士などが利用者の家庭を訪問して、リハビリテーションをします。

### ●訪問入浴介護

- ・要介護1～5の人…浴槽を積載した移動入浴車で居宅を訪問し、入浴介護をします。
- ・要支援1・2の人…居宅に浴室がない場合や、感染症にかかっているときや、施設での入浴が困難など、限定されたそれらの理由がある場合に訪問による入浴介護が提供されます。

### ●居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。

以上のようなサービスがあります。

次回も介護サービスについてお話しします。

